

# 平成29年度 夏のコンプライアンス推進週間

## e-ラーニングによるコンプライアンス研修（紙媒体受講用）

### 徳島県教育委員会コンプライアンス推進室

H29年度 夏のe-ラーニング 徳島県教育委員会コンプライアンス推進室

Page1 はじめに

昨年、徳島県教育界においては、非常に残念なことに、教員によるわいせつ事案が相次いで起こり、子供たちや保護者、県民の皆さんとの信頼を揺るがす事態となりました。

こうした事態を受けて、県教育委員会では、若手・中堅教職員を委員とし、臨床心理士などの専門家をアドバイザーとする、「不祥事根絶対策タスクフォース」を立ち上げ、様々な校種や職種、女性の視点からの意見が反映された「提言」をいただきました。

今後はこの「提言」を基に、それぞれの学校や所属において、「提言」を具現化していくことが求められます。その中で、素晴らしい取組については、表彰の対象にし、その取組を県下に広報することで、全教職員で共有したいと考えています。

教職員の皆さんには、どうかそれぞれの職場で知恵を出し合い、工夫を凝らして、効果的な取組を実践してくださることを心より期待しています。

今後とも、学校・教職員一丸となって、信頼回復に向けて取り組んでいきましょう。

徳島県教育委員会教育長 美馬持仁

➡ 次のページへ

H29年度 夏のe-ラーニング 徳島県教育委員会コンプライアンス推進室

Page2 今回の研修について

今回のe-ラーニング研修は不祥事根絶対策タスクフォースからの「提言」の中から出題しています。

いただいた提言は、「教職員一人一人として」「同僚として」「学校として」「教育委員会として」の4つの視点のもと、それぞれの立場に立って、「取り組むべきこと」や「取り組んでほしいこと」がまとめられています。

提言の趣旨を踏まえ、一人一人が積極的に研修に取り組んでください。

➡ 次のページへ

この欄は本文です。問題や選択肢、知っておくべき内容などが表示されます。選択肢がある場合は矢印をクリックしてください。

この欄はコラム欄です。本文の解説やミニ知識などを記載します。お読みください。

## ◊「提言」における用語について確認しておきましょう

- 「タスクフォース」とは、緊急性の高い具体的な特定の課題に取り組むために、一時的に編成される組織のこと。
- 「わいせつ行為」とは、強姦、強制わいせつ(13歳以上の者への暴行・脅迫によるわいせつ行為及び13歳未満の者へのわいせつ行為)、公然わいせつ、わいせつ物頒布等、買春、痴漢、のぞき、陰部等の露出、青少年保護条例等違反、不適切な裸体・下着姿等の撮影(隠し撮り等を含む。),わいせつ目的をもって体に触ること等をいう。
- 「セクシュアル・ハラスメント」とは、他の教職員、児童生徒等を不快にさせる性的な言動等をいう。

➡ 次のページへ

## わいせつ行為等の根絶に向けて

- 教職員としての自覚、使命感、規範意識の保持
- わいせつ行為等の不祥事を自身のこととして捉える心構え
- 児童生徒への接し方 ○メンタルヘルスの保持増進とストレス解消
- コミュニケーションの活性化 ○同僚に対する気づき
- 校内研修の充実 ○相談体制の充実
- 教職員の多忙化解消 ○管理職に取り組んでほしいこと
- 「学校版」不祥事根絶対策タスクフォースの設置

などを提言していただきました。これらのこととも含めて考えていきましょう。

➡ 次のページへ

(問1)過去6年間(平成22~27年度)において、**全国**で、わいせつ行為等で、懲戒処分を受けた教職員は何人だったでしょうか。

- |          |            |
|----------|------------|
| ➡ ① 429人 | ➡ ② 629人   |
| ➡ ③ 829人 | ➡ ④ 1,029人 |



## ◊参考◊

- ・「わいせつ行為等」とは、わいせつ行為及びセクシュアル・ハラスメントをいう。
- ・「懲戒処分」とは、地方公務員法第29条に基づき、職員の服務上の義務違反に対して行われる行政処分で、免職・停職・減給・戒告の4種類がある。
- ・以後、全国データは、文部科学省「公立学校教職員の人事行政状況調査」を基にしている。

## ④ 正解です

わいせつ行為等による被処分者は増加しており、平成27年度は過去最多となっています。

全国の教職員のわいせつ行為等による懲戒処分の状況(平成22～27年度)

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	合 計
被処分者数	152	151	168	180	183	195	1,029

文部科学省「公立学校教職員の人事行政状況調査」より

➡ 次のページへ

◇児童生徒に対する非違行為の標準的な処分量定[概略]

コンプライアンスハンドブックより

非違行為(具体例)	免職	停職	減給	戒告
児童生徒に対し、わいせつな行為を行った教職員	○			
児童生徒にセクシャル・ハラスメントを行った教職員	○	○	○	
修学旅行、宿泊学習、部活動、就学体験等児童生徒を引率中に飲酒をするなど、不適切な言動をした教職員	○	○	○	

(問2) 平成27年度、全国において、わいせつ行為等で懲戒処分を受けた195人のうち、一番多かった処分はどれでしょうか。

- ➡ ① 免職
- ➡ ② 停職
- ➡ ③ 減給
- ➡ ④ 戒告



◇セクハラに対する標準的な処分量定[概略] (パワハラも準じる)

コンプライアンスハンドブックより

非違行為(具体例)	免職	停職	減給	戒告
地位を利用して、強いて性的関係を結び又はわいせつな行為をした教職員	○	○		
相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辞、性的な内容の電話・手紙・メールの送付等を繰り返した教職員		○	○	
上記の場合において、相手を強度の心的ストレスによる精神疾患に罹患させた教職員	○	○		
相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辞等の性的言動を行った教職員			○	○

## ① 正解です

○わいせつ行為等に関する懲戒処分は免職が中心となっています。

(内訳) 免職118人(60.5%) 停職63人 減給10人 戒告4人

○わいせつ行為等は、被害者に大きな心身のダメージを与え、そして教育の効果を大きく阻害する信用失墜行為です。

➡ 次のページへ

◇わいせつ行為等の態様(平成27年度)

主なものは、体に触る(68人)、盗撮・のぞき(49人)、性交(40人)、接吻(19人)などとなっていますが、近年は、盗撮・のぞきが増加傾向にあります。

(問3)過去6年間(平成22~27年度)における全国の教職員の懲戒免職  
処分のうち、事由別に多かった順は次のどれでしょうか。

- ➡ ①交通事故・違反→体罰→わいせつ行為等
- ➡ ②交通事故・違反→わいせつ行為等→体罰
- ➡ ③わいせつ行為等→交通事故・違反→体罰
- ➡ ④体罰→交通事故・違反→わいせつ行為等



## ◇参考◇

「わいせつ行為等」とは、わいせつ行為及びセクシュアル・ハラスメントをいう。

### ③ 正解です

懲戒免職処分で最も多い事由は、「わいせつ行為等」です。  
わいせつ行為等による懲戒処分は他の事由と比べて重い処分  
となっています。

体罰でも懲戒免職になることがあります。

全国の教職員の事由別懲戒免職処分の状況(平成22~27年度)

	わいせつ 行為等	交通事故 ・違反	体 罚	その他	合 計
免職者数 割合	676 58.8%	230 20.0%	3 0.003%	241 21.0%	1,150

文部科学省「公立学校教職員の人事行政状況調査」より

➡ 次のページへ

(問4)過去10年間(平成19~28年度)で、本県において、10人の教職員が  
わいせつ行為等で懲戒処分を受けました。このうち、免職となった者は  
何人だったでしょうか。

- ➡ ① 3人
- ➡ ② 5人
- ➡ ③ 7人



◇わいせつ行為等・ストーカー行為に対する標準的な処分量定[概略] コンプライアンスハンドブックより

非違行為(具体例)	免職	停職	減給	戒告
公共の乗物等において痴漢行為をした教職員	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
法律や条令等に違反して、盜撮、のぞき、その他わいせつな行為をした教職員	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
ストーカー行為をした教職員		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
ストーカー規制法に基づく警察による警告を受けたにもかかわらず、なお、ストーカー行為を続いた教職員	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		

### ③ 正解です

○わいせつ行為等に関する懲戒処分は重い処分となっています。

(内訳) 免職7人 停職1人 減給1人 戒告1人 合計10人

◇わいせつ行為等により懲戒処分の対象となった教職員10人の内訳

【性 別】 男性: 10人, 女性: 0人

【年齢層】 20代: 3人, 30代: 1人, 40代: 2人, 50代以上: 4人

【校 種】 小学校: 3人, 中学校7人

【職 種】 正規教職員: 7人, 非正規教職員: 3人

➡ 次のページへ

○次の項目について、各自、チェックをしてください。(入力する必要はありません。)

(○はい, ×いいえ)

No.	チェック項目	チェック
1	「初心忘るべからず」の気持ちを持ち続けていますか？	
2	わいせつ行為等について、「ヤルフ・コンプライアンスチェック」を行い、定期的に自分の考え方や言動を見直していますか？	
3	自分がもし不祥事を起こしたら、どんな影響があるかを考えていますか？	
4	児童生徒や同僚と、信頼関係を築けていますか？	
5	児童生徒や同僚と、一定の距離感を保つことを心がけていますか？	
6	児童生徒や同僚に対し、人権に配慮した言動を心がけていますか？	
7	困ったときは、勇気を持って同僚や管理職に「Help」を出していますか？	
8	同僚とは、自分から「あいさつ」し、サポートし合える関係が築けていますか？	
9	同僚とは、互いに「学び合い」、「相談し合い」、「語り合う」ことで相互理解を深めていますか？	

➡ 次のページへ

(問5)次の行為のうち、セクシュアル・ハラスメントと認定される可能性があるものは、a～eの中でいくつありますか。

- a 異性の身体をじっと見つめる。
- b 異性の容姿をけなしたり、大げさにほめたりする
- c 性的な経験や性生活について質問する。
- d 職場に水着姿のポスターーやカレンダーを貼る。
- e 必要がないのに男女1対1の密室状態をつくる。

➡ ① 1つ ➡ ② 2つ ➡ ③ 3つ

➡ ④ 4つ ➡ ⑤ 5つ

## ⑤ 正解です

◆a～eの全ての行為は、行為者にはセクハラの意図がなくても、受け手側が、「いやだ」「セクハラを受けた」と感じれば、セクハラと認定されます。

★お互いの人格を尊重し合い、お互いが大切なパートナーであるという意識を持ちましょう。

➡ 次のページへ

◆次の行為は、疑いのないセクハラであり(わいせつ行為であると言っても過言ではありません)、懲戒処分の対象となります。

【例】

- ・異性に対して執拗に交際を求めたり、性的関係を強要したりする。
- ・嫌がっているのに、異性の髪、肩、胸、背中、腰に触れる。
- ・異性にマッサージを強要したり、無理に手を握ったりする。
- ・酒席で、異性にお酌を強要したり、肩を抱いたりする。
- ・性的な内容の電話をしたり、手紙・メール等を送ったりする。

★セクハラ行為は決して許さないという毅然とした職場の気風を確立することが何より必要です。

➡ 次のページへ

不祥事を起こし、懲戒処分を受けた場合の損失について

■ 経済的損失

○免職以外の懲戒処分

- ①昇給の号俸数が低減される。
- ②勤勉手当成績率が低減される。
- ③停職処分中は、給料は支給されない。



○仮に40歳で懲戒免職処分を受けたとすると

- ①定年までの20年間に支給される給与 約1億4,000万円
- ②退職手当 約2,400万円

の両方を失います。

- ③年金は支給開始から5年間、職域年金相当部分の1/2が不支給になります。

※上記数値は標準的な例であり、個人によって異なります。

➡ 次のページへ

Page18 **自分がもし不祥事を起こしたら、どんな影響があるかを考えてみよう。****■ 刑事責任**

- 禁錮以上の刑の確定で、地方公務員・教員として失職  
法律で禁止された刑事上の犯罪行為を起こした場合

**■ 民事責任**

- 損害賠償の支払い  
故意又は過失によって損害を与えた場合

**■ 人間関係の崩壊**

- 氏名等の公表により、本人のみならず、家族や友人、地域の人々との人間関係の崩壊につながることが考えられる。

**次のページへ**

Page19 **自分がもし不祥事を起こしたら、どんな影響があるかを考えてみよう。****■ 児童生徒への裏切り**

- 信頼して指導を受けてきた児童生徒を裏切り、心に深い傷を残し、今後の成長に多大な悪影響を与える。



**失うもので、最も重要なものは…**

**■ 信頼**

- 教職員全体の信用を一瞬にして失い、県民の教育に対する信用を失墜させる。
- 一度失われた信頼を回復するには、多くの時間と大きな労力を要し、その損失は教育界にとって計り知れないものとなる。

**次のページへ**

Page20 **同僚に対する気づき(心の問題の早期発見)**

- 職場で困っていたり、悩んでいたりする同僚がいたら、さりげなく声かけを行うこと、「お互いさまの精神」を持って行動することが、同僚の危険行為の防止につながります。同僚が発する、次のようなサインを見逃さず、職場における気づき合いを、不祥事の防止につなげましょう。

No.	チェック項目
1	他人の言葉に敏感になっている。
2	ささいなことに腹を立てるようになった。
3	いつもソワソワして、落ち着きがなくなってきた。
4	きちんとあいさつしなくなり、社交性もなくなってきた。
5	口数が少なくなり、ふさぎ込んだ様子が見られる。
6	喜怒哀楽を示さなくなった。
7	考え込んだり、悩んでいる様子が見られる。
8	服装がだらしなくなったり、身だしなみにかまわなくなってきた。

**次のページへ**

## Page21 同僚に対する気づき(心の問題への早期対応)

○職場において「ちょっと気になる」ことがある場合は、勇気を持って、声に出して同僚に伝えることが、不祥事を防ぎ、同僚を守ることにつながります。周りの教職員に次のような状況が見受けられませんか。気になるときは、相談に乗り、場合によっては休暇の取得を勧めたり、管理職に相談しましょう。

No.	チェック項目
1	遅刻、早退、無断欠勤が多くなる。
2	仕事への意欲・能力が低下し、ミスが目立つようになる。
3	周囲との適切な人間関係が維持できなくなる。
4	集中力や判断力の低下が見られる。
5	不眠、食欲不振が続くようになる。
6	情緒不安定な言動が続くようになる。

➡ 次のページへ

## Page22 メンタルヘルス

(問6)過去5年間(平成23~27年度)において、**本県**における教育職員の**精神疾患**による病気休職者は何人だったでしょうか。

- ➡ ① 24人
- ➡ ② 74人
- ➡ ③ 124人
- ➡ ④ 174人



## ◇病気休職

一般的には、病気休暇(本県では最長90日間、精神疾患にあっては180日間)を取得してもらお、復帰に至らない場合に行われる分限処分(最長3年間)です。

## Page23 メンタルヘルス

**④ 正解です**

**本県における教育職員の精神疾患による病気休職者の推移について**

(出典)文部科学省「公立学校教職員の人事行政状況調査」

5年間で**174人**です。

23年度:35人、24年度:29人、25年度:36人、26年度:35人、**27年度:39人**

**27年度の内訳**

【学校種別】小学校:21人、中学校:9人、高等学校:4人、特別支援学校:5人  
【年 齢 別】20歳代:6人、30歳代:5人、40歳代:9人、50歳代:19人

【性 別】男性:14人、女性:25人

○心の問題に対しては、**早期発見・早期対応**が基本です。

➡ 次のページへ

○次の項目について、各自、チェックをしてください。(入力する必要はありません。)  
(○はい、 ×いいえ)

No.	チェック項目	チェック
1	長時間の勤務が、心身の健康に悪影響を与えることを自覚し、平日の時間外勤務や休日出勤を適切にコントロールしていますか？	
2	定期的に健康診断を受け、心配な事柄は、学校医や専門医に相談していますか？	
3	常に健康に留意し、毎日、散歩やストレッチをするなど、心身の健康増進に取り組んでいますか？	
4	業務の効率化や、適切な業務分担等により、時間外勤務を少なくするなど、メンタルヘルスの増進に取り組んでいますか？	
5	衛生委員会を活用するなど、心身の健康のために職場環境の改善を行っていますか？	
6	自分なりのストレス解消法を持っていますか？	

○年休等の積極的な活用により、心身のリフレッシュを図りましょう。

○職場全体でメンタルヘルスの向上に取り組みましょう。

➡ 次のページへ

○児童生徒が、教職員に対し、信頼して悩みを相談できるよう、日頃から人間関係の構築に努めましょう。

○元気がない(抑うつ状態が見られる)、学校を休みがちになるなどの児童生徒の変化に注意し、その背景にある状況を把握しましょう。

#### 【児童生徒の心のサイン(例)】

No.	チェック項目
1	ささいなことを恐がり、いつもびくびくしている。
2	それまでできていた事柄ができなくなるなどの、退行傾向が見られる。
3	何事にも、無感動・無関心でボーッとしているように見える。
4	友達どうしの遊びの輪に加わらなくなる。
5	落ち着きがなく、イライラすることが多い。乱暴な言動も見られる。

➡ 次のページへ

○児童生徒が被害を訴えやすい相談体制を整備し、初期段階の悩みにも幅広く対応しましょう。

#### 【具体的な取組(例)】

No.	チェック項目
1	生活ノート等を通じて、個々の児童生徒との日常的な情報交換を行う。
2	児童生徒のための教育相談窓口、悩み相談箱等の設置を進めたり、自主来談につなげるよう、教育相談の日を設けたりする。
3	セクシュアル・ハラスメント等のアンケート調査を定期的に実施する。

#### ◇聞き取り・相談を行う場合の留意事項

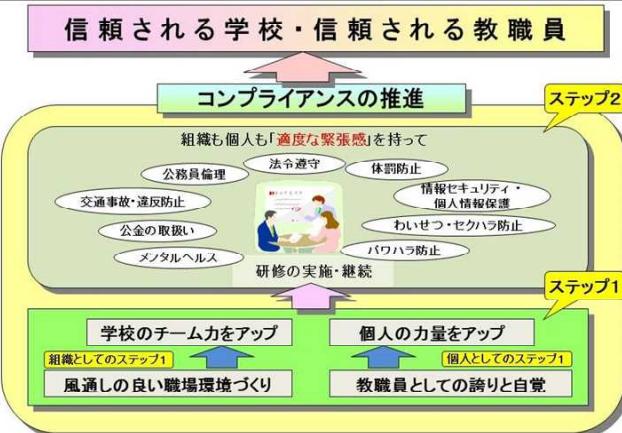
・聞き取り・相談には複数の教職員が対応する。

・わいせつ・セクハラ事業は、必ず、1人は同性の教職員が加わること。

・児童生徒が安心できる雰囲気をつくる。

・聞き取り・相談はプライバシーを守ることができる部屋で行うこと。

➡ 次のページへ

**信頼される学校・教職員**

**私たちの力量を上げることで、「信頼される学校・教職員」を実現していきましょう！**

➡ 最後のページへ

失われた信頼を回復するためには、地道な努力を積み重ねていく以外に道はありません。教職員一人一人が、不祥事を自らの問題として受け止め、高い倫理観をもって自らの行動を律していくことが、信頼回復の第一歩です。

教育基本法に定められた「**自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない。**」という使命と職責の重要性を認識して職務にまい進し、全ての教職員が一丸となって、本県教育の信頼回復に向け、取り組みましょう。

e-ラーニングによるコンプライアンス研修、お疲れさまでした。  
アンケートの提出に御協力ください。

以上でe-ラーニングによるコンプライアンス研修は終了です。